

# 小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付 要綱

## (目的)

第1条 この告示は、コロナ禍における原油価格及び物価高騰に伴い、電気料金値上げの影響を強く受けている町内事業者に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内事業者の事業継続を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、小鹿野町補助金等の交付手続き等に関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所を有している者

(2) 事業を現に営んでおり、今後も事業を営む予定がある者

(3) 前年度（令和3年4月から令和4年3月まで）又は直近1年間の事業所の電気使用量の合計が5万kWh以上であること。ただし、操業期間が1年に満たない場合は、任意の連続する3箇月の電気使用量の合計が1.3万kWh以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

(1) 町税を滞納している者

(2) 小鹿野町暴力団排除条例（平成24年小鹿野町条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等

(3) その他町長が適当でないと認める者

## (補助対象)

第3条 補助の対象とする電気使用量は、町内事業所において事業を行うために、令和4年4月から12月までに支払った電気料金の電気使用量のうち、任意の連続する3箇月の電気使用量の合計とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象の電気使用量に2円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)又は300万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、1事業所等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 電気使用量計算書(別紙1)

(2) 交付申請書に記載のある電気使用量が確認できる書類の写し(電力会社からの請求内訳書や料金計算書、領収書等)

(3) 交付申請書に記載のある電気使用量の使用場所が、町内事業所であることを確認できる書類の写し。ただし、他の提出書類で確認できれば、提出を省略することができる。

(4) その他町長が確認に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認めた場合には、新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還させることができる。

(1) この告示に定める事項に違反したとき。

(2) 事業を令和5年3月31日までに休止又は廃止したとき。

(3) その他不正な手段によって補助金を受け取ったとき。

(受付期間)

第9条 この補助金の交付申請の受付期間は、この告示の施行の日から令和5年1月31日までとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効前に、第5条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定の取消しその他の措置については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付申請書

年 月 日

小鹿野町長 様

所在地又は住所

会社名又は商号

代表者氏名

電話番号

新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金の交付を受けたいので、小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請に係る審査のため、当町における町税の納付状況を確認することについて承諾します。

1 令和3年度又は直近1年間の電気使用量 \_\_\_\_\_ kWh

2 令和4年 月～ 月電気使用量 \_\_\_\_\_ kWh

3 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 電気使用量計算書（別紙1）
- (2) 交付申請書に記載のある電気使用量が確認できる書類の写し  
（電力会社からの請求内訳書や料金計算書、領収書等）
- (3) 交付申請書に記載のある電気使用量の使用場所が、町内事業所であることを確認できる書類の写し。ただし、他の提出書類で確認できれば、提出を省略することができる。
- (4) その他町長が確認に必要と認める書類

電気使用量計算書（別紙1）

[単位：kWh]

番号	使用月	令和3年度（直近1年間）	令和4年度（任意の連続する3箇月）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合計			①

補助金額（①×2円）※千円未満切捨て【上限300万円】

\_\_\_\_\_円

様式第2号（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小鹿野町長

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金の交付については、小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

条件 町内における事業を休止又は廃止したときは、速やかに町長に報告すること。

様式第3号（第7条関係）

新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金請求書

年 月 日

小鹿野町長 様

所在地又は住所

会社名又は商号

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金については、小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策電気料金高騰緊急支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

振込先 金融機関	金融機関		本・支店名	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

注) 既に口座の登録がある場合には、登録されている口座に振込になります。